

### 未登記家屋の所有者が 変わったときは届け出を

未登記の家屋は、売買・贈与・相続などで所有者が変わったときは届け出が必要。届け出がない場合、前所有者に課税されますので、早めに届け出を済ませてください。

- 資産税課(☎537-7291)、
- 東部資産税事務所(☎527-2132)、
- 西部資産税事務所(☎541-1406)

### 税制課からのお知らせ(☎537-7314)

#### ◎事業所税の申告(納付)のお願い

- 課税対象:市内にある事業所や事務所などで、合計床面積が1,000㎡を超えるか、勤務する従業者数が100人を超える事業者(個人・法人)
- 税額の計算方法:資産割と従業者割を合算して税額を算出 ●資産割…算定期間末日の事業所などの合計床面積×税率(1㎡につき600円)
- 従業者割…算定期間中に支払われた給与総額×税率(0.25%)
- 申告(納付)期限:●法人…事業年度終了の日から2カ月以内 ●個人…翌年の3月15日まで
- 事業所税の軽減措置:非課税、課税標準の特例および減免の制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

#### ◎農耕作業車・小型特殊自動車は公道走行の有無に関わらず申告が必要です

- 乗用装置付きトラクターやコンバイン、田植機などの農耕作業車やフォークリフトなどの小型特殊自動車の所有者は、軽自動車税の申告が必要です。まだ申告していない人は税制課(第2庁舎3階)または各支所(鶴崎・植田市民行政センターは各資産税事務所)、本神崎・一尺屋連絡所で手続きをしてください。
- 申告に必要なもの:販売証明書(車名・車台番号・総排気量の記載があるもの)、印鑑

### 難病患者も障害福祉サービス などが受けられます

難病により障がいがある人は、身体障害者手帳を持ってなくても障害福祉サービスなどを受けられます。なお、利用には事前に申請や認定などの手続きが必要です。対象となる疾病や利用できるサービスなどについて詳しくは、市ホームページをご覧ください。障害福祉課(☎537-5658)へ。

### 市空家等相談会

無料

- 日時:11月18日(日) 午前9時30分～正午、午後1時～4時
- 場所:植田市民行政センター2階 大会議室
- 対象:空家の所有者・管理者、将来空家になる可能性がある家屋を所有している人
- 内容:建築士や行政書士などによる、空き家の管理やリフォームの相談
- 住宅課(☎585-6012)

### 原子爆弾被爆者二世に対する 健康診断を行います

無料

- 申込期限:11月30日(金)
- 場所:委託医療機関
- 対象:両親またはそのどちらかが原子爆弾被爆者で、市内に居住している人
- 申込み:● 電話で、保健所保健予防課(☎535-7710)へ。

### 年金受給権者が死亡したときは

受給できる年金を受け取らずに亡くなった場合、死亡届の提出は不要ですが、その人と生計が同じであった遺族(配偶者、子、父母などの順)が、死亡月までの未支給分の年金を請求することができます。

また、要件に当てはまる場合は、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金が支給される場合があります。

- 障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・旧法障害年金の受給者が死亡した場合:本庁舎1階10番窓口、各支所、本神崎・一尺屋連絡所へ。
- 上記以外の年金受給者が死亡した場合:大分年金事務所(東津留二丁目 ☎552-1211 自動音声案内1→2)へ。
- 国民年金室(☎537-5617)

### 家族の社会保険などの被扶養者に 該当すると思われる人へ

国民健康保険に加入している人で、年間収入金額が基準(60歳未満で年間130万円、60歳以上で年間180万円)未満の人については、家族が社会保険などに加入していれば、その保険の被扶養者になれる場合がありますので、家族の勤務先にお問い合わせください。※社会保険などの被扶養者になった場合、国民年金課への資格喪失の届け出が必要です。

- 国民年金課(☎537-5736)

## お知らせ

### 証明書コンビニ交付サービスを 11月22日(木)に一時停止します

システムメンテナンスに伴い、一時的に停止します。

- 日時:11月22日(木)午後7時～23日(金)午前6時30分
- 市民課(☎537-5615)

### 12月は年末完納促進強化月間です

市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付はお済みですか。期限までに納めないと、納めた人との間に負担の公平さを欠くこととなります。必ず納期限までに納めましょう。また、納付の際には、便利で確実な「口座振替」をご利用ください。詳しくは、各担当課へ。

- 市税について…納税課(☎537-5611)
- 国保税など…国保年金課(☎537-5738)
- 介護保険料…長寿福祉課(☎537-5741)

### 市民課などの窓口時間を

#### 午後6時まで延長しています

- 開庁日時:月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後6時

対象窓口	午後5時15分以降の対象業務	問い合わせ
市民課	● 戸籍・住民異動・印鑑登録、水道使用の受け付けなど ● 戸籍・住民票・印鑑登録証明書などの交付	☎537-5614
パスポートセンター	旅券交付	☎574-6355
国保年金課	① 国民健康保険・後期高齢者医療の資格・給付、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付 ② 国民年金の加入・変更、保険料免除など	① ☎537-5616 ② ☎537-5617 (国民年金室)
障害福祉課	① 医療費助成、各種手当 ② 障害福祉サービスに関すること	① ☎537-5786 ② ☎537-5658
子育て支援課	児童手当、児童扶養手当、医療費助成など	☎537-5793
保育・幼児教育課	保育所・幼稚園に関すること	☎537-5794
税証明窓口	税証明のうち「所得・税額証明書」の交付	☎537-5673

※午後5時以降は、ほかの行政機関などが閉庁するため、取り扱いができない場合があります。

## 消費者トラブルから

# 自分の身を守るために

☎ ライフパル ☎573-3770

市内でも、悪質商法や架空請求の被害が後を絶ちません。「自分は大丈夫」と思っている、犯人の巧妙な手口に冷静な判断ができない場合があります。日ごろから「自分も被害に遭うかも」という意識を持ちましょう。

また、ライフパルでは、消費者トラブルに遭った際の相談受付や最新のトラブル事例の紹介を行っています。詳しくは、ライフパルへお問い合わせください。

### 悪質商法、契約トラブルなどで困ったときは

- ライフパル相談専用電話 ☎534-6145  
火～金曜日 午前9時～午後6時  
土曜日 午前9時～午後4時

- 消費者ホットライン ☎188  
番号入力後、郵便番号を押すと、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。

### 事例 もうけ話にはご用心…



Point 誇大広告などを鵜呑みにせず、慎重に判断しましょう。

### 人権・同和教育シリーズ 480

## 人の生き方を考える



### 決め付けた見方によって

ある日の仕事帰りに、スーパーに寄った時のことです。特売日で大変混み合っていて、レジ前の行列に並んだのですが、なかなか前に進みません。わたしの前の人があきらめたように列を離れると、レジの様子が見え、店員さんが「本日、お持ちでなければ…」と高齢の男性に声をかけていました。男性は「いや、持っている。いつもここに入れてくれるんだ。ちょっと待ってくれ」と答えながらゆっくりと財布の中を探っていました。どうやら店のポイントカードを探しているようでした。わたしは「これだけの人を待たせておいて…」とイライラしました。そして、その空気はわたしの周りからも感じられました。

買い込んだ大量の荷物を両手に持つて、やっと自宅のマンションに着きエレベーターに乗り込んだ時、「ちょっと待ってくれ」と声がしました。「開」ボタンを肘で押して待っていると、先ほどの男性が乗ってきて「2階」と無愛想に伝えてきたのです。「同じマンションだったの？」とびっくりすると同時に、わたしのイライラは募りました。

家に帰り「お帰り。お疲れさま」と迎えてくれた夫に対して、この出来事を伝えました。夫は「疲れている時にそんなことがあるとイライラするよな。『すみません』や『ありがとう』の一言があるだけで印象が変わるのにな」と共感してくれました。その言葉に安心したわたしは続けて「高齢者って一つ一つがゆっくりで…人に迷惑をかけていることに気付かないのかな」と言いました。すると、「高齢者だって人それぞれだろ」と、夫の表情が少し変わったのです。そして、「誰だって歳をとったら動きは変わる。例えば僕だって、最近、小さい字が見えにくくなっている、仕事でも以前より少し時間がかかる。そのこと自体ショックなだけで、それで周りに『歳をとっているから…』と決め付けられたら傷つくと思うよ」と続けたのです。

わたしは、今回出会った一人の男性の行動や態度を「高齢者だから…」とひとくくりにしていただけに気付きました。同時に、それが他人事でないことを実感したのです。

(ある女性の話より)

「○○の人はくだ」「すべきだ」などといった、決め付け、偏った見方による言動が、周りの誰かを生きにくくすることもあります。また、高齢者の人権問題は高齢者だけの問題ではありません。自分の身に引き寄せて考え、行動することが大切です。